

出荷制限指示後の管理の考え方

養殖により生産されたものを除くあゆ（以下「あゆ」という。）及びうぐいの出荷管理については、福島県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、あゆの出荷制限が指示された福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）、うぐいの出荷制限が指示された阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）においては、①所属組合員にあゆ又はうぐいを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対してあゆ又はうぐいを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該市町村であゆ又はうぐいを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているあゆ及びうぐいを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。